

宿泊税の特別徴収義務者としての登録事項の変更

宿泊税の特別徴収義務者としての登録事項に変更があった場合は、速やかに申請を行ってください。

○ 申請時の提出書類

(1) 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書

(2) 添付書類（写しで構いません。）

- ・ 特別徴収義務者に関する変更の場合

特別徴収義務者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票

- ・ 宿泊施設に関する変更の場合

旅館業法等による変更届出書等、変更を確認できる書類

- ・ その他

変更の内容を確認できる書類

○ 備考

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申請ではなく、従前の特別徴収義務者による宿泊施設の営業の廃止及び新たな特別徴収義務者による登録の手続が必要です。

- ・ 営業譲渡、相続又は贈与
- ・ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ 会社分割による別法人への業務の承継
- ・ 個人事業者の法人への変更
- ・ 法人の解散による個人事業者への変更
- ・ その他上記に類する事由